

サニーホームズ自治管理組合緑化協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、私連団地内を緑化することにより、団地内の美観風致を向上し、緑に包まれた安らぎのある場所となし、住宅環境を快適なものにすることを目的とします。

(名称)

第2条 この協定は、サニーホームズ自治管理組合緑化協定(以下「協定」といいます)とします。

(協定の区域)

第3条 協定の対象となる土地の区域は、サニーホームズ自治管理組合(以下「自治管理組合」といいます)の管理する敷地全域とします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、都市緑地保全法(昭和48年法律第78号以下「法律」といいます)第14条の規定にもとづいて締結するものとします。

(協定の効力)

第5条 この協定は、認可の公告があった日から効力が生じます。また、この日以後に新たに土地所有者等となった者に対してもその効力がおよびるものとします。

(協定の変更および廃止)

第6条 協定事項(内容)の変更、および協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意を必要とし、法律による認可を受けるものとします。

第7条 この協定の有効期間は、認可の公告があった日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場

合は、さらに10年間延長するものとします。

(緑化に関する事項)

第8条 第1条の目的を達成するため植える木などについて、次の通り定めることにします。

1. 植える木の種類と場所

植える木は、団地内の緑を豊かにするばかりではなく、近隣の環境をよくすると共に臨海地区の楽園として素晴らしい団地を築くため、それに適する樹種を次のものから選び枯木の回復などを考慮して植栽することとします。

(1) 植える木の種類

- イ 花の咲く木 さくら、つばき、さざんか、ふじ、つつじ、など
- ロ 実のなる木 いちじく、うめ、ゆず、かき、ざくろ、くり、など
- ハ 家並をやわらげる木 くろまつ、けやき、など

(2) 植える場所

団地中央公道の両側や集会所の周辺、その他自治管理組合で定めた場所。

(3) その他

団地内の各地区には、四季の変化をもたせ団地外周には主として常緑樹を植栽し、緑の団地としてのイメージを高めることにします。

2. 植栽は自治管理組合に委任するものとし、自治管理組合は早めに植栽方法を定め目的実現のため最大限努めるものとします。

(植栽樹木の保護および管理)

第9条 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう植栽した樹木を良好に保護するよう、努めなければなりません。

2 植栽した樹木の病虫害防除、施肥、剪定等の樹木の保護および育成

に要する管理は、自治管理組合に委任するものとします。

- 3 植栽した樹木を伐採もしくは移植するときは、自治管理組合の定めた組合規約にもとづいて行うものとします。

第10条（違反）

この協定に違反した場合は、違反者に費用等の自己負担において原状の回復を求めることができます。もし違反者が原状の回復を行わないときは、自治管理組合が行ない、要した費用は違反者の負担とします。

第11条（協定書の保管）

この協定書は、自治管理組合の理事長が保管するものとします。

昭和56年1月1日